

年末年始のごみ収集・資源回収
日程のお知らせ

日程	ごみの収集・資源の回収	「くりーんプラザ・龍」へ個人搬入
12月27日（火）まで	通常通り収集・回収を行います	搬入できます
12月28日（水）	収集・回収は行いません	
12月29日（木）	全地区「もえるごみ」のみ収集を行います	
12月30日（金）から令和5年1月3日（火）まで 収集・回収は行いません。くりーんプラザ・龍へも個人搬入できません		
令和5年1月4日（水）	全地区「もえるごみ」のみ収集を行います （資源の回収は行いません）	搬入できます
令和5年1月5日（木）から	通常通り収集・回収を行います	

※個人搬入される方は「くりーんプラザ・龍」（龍ヶ崎市板橋町436-2 ☎0297-60-1777）へお問い合わせください。

▶問い合わせ先 生活環境課 廃棄物対策係 ☎68-2211（内線234）

国民年金保険料の追納をお勧めします!!

国民年金保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて将来受け取る年金額が低額となります。

しかし、免除などの承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やしたり、社会保険料控除により所得税・住民税が軽減されますので、ぜひ、追納を行っていただくことをお勧めします。

追納に関する注意事項

①追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。

（例）令和4年4月分の納付は令和14年4月末まで

②保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認をされた期間のうち、原則古い期間の分から納付していただきます。

③保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早目の追納をお勧めします。（令和2年度・令和3年度分保険料には加算額はありません）
④老齢基礎年金を受給することができ
る方は、追納できません。

追納すると税金が戻る場合があります。また、年金額が増えます。

●課税所得金額が約300万円の場合
所得税・住民税が最大約8万円軽減
されます。

追納保険料額の年間合計
約40万円の場合（2年分）

追納保険料は
実質約32万円

※所得税率10%、復興特別所得税を所得
税額の2.1%、住民税を10%として
計算

注1 追納保険料は社会保険料控除の対象
となりますので、確定申告または年
末調整の手続きが必要です。

注2 所得などにより、軽減されない場合
があります。

このほか、生涯にわたり年金額も増
えます。（納付猶予期間：年約4万円、
全額免除期間：年約2万円）

令和4年度中に追納していただく際
の追納保険料額

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成24年度の月分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円
平成25年度の月分	15,190円	11,390円	7,600円	3,800円
平成26年度の月分	15,340円	11,510円	7,670円	3,830円
平成27年度の月分	15,670円	11,750円	7,830円	3,920円
平成28年度の月分	16,330円	12,240円	8,160円	4,080円
平成29年度の月分	16,540円	12,410円	8,260円	4,130円
平成30年度の月分	16,370円	12,270円	8,190円	4,090円
令和元年度の月分	16,430円	12,320円	8,210円	4,100円
令和2年度の月分	16,540円※	12,400円※	8,270円※	4,130円※
令和3年度の月分	16,610円※	12,460円※	8,300円※	4,150円※

※追納加算額はありません。

県独自 低所得の子育て世帯に対する

生活応援特別給付金のお知らせ

ひとり親世帯分

●支給対象者（※ひとり親世帯以外分の給付金を受け取った方を除く）
①令和4年9月分の児童扶養手当受給者の方

②公的年金など（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給していることにより、令和4年9月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

●支給額 児童1人当たり一律5万円

●申請期限 令和5年2月28日（火）

●受給手続

・支給対象者①に該当する方には、児童扶養手当を支給している口座に11月中旬に振り込みました。
・支給対象者②③に該当する方は、申請が必要です。

※申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して子育て支援課へ申請してください。詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。申請書の様式もダウンロードできます。



ひとり親世帯以外分

●支給対象者 次の①②の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）
①令和4年9月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者
※令和5年2月末までに生まれた新生児なども対象になります。

②令和4年度住民税（均等割）が非課税の方、または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

●支給額 児童1人当たり一律5万円

●申請期限 令和5年2月28日（火）

●受給手続

○令和4年9月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方
・申請は不要です。

・児童手当を受給している口座に12月以降順次振り込み予定です。

○前記以外の方（例：高校生のみ養育している方、収入が急変した方）
・申請が必要です。

※申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して子育て支援課へ申請してください。詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。申請書の様式もダウンロードできます。



▶問い合わせ先 子育て支援課 ☎68-2211（内線144）

令和4年度住民税均等割非課税世帯の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

（1世帯当たり5万円）のご案内

受給には
手続きが
必要です

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい世帯（住民税非課税世帯など）に対して、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として、1世帯当たり5万円を支給することになりました。
支給までは確認書または申請書を受理してから2週間程度かかります。

世帯全員の令和4年度

「住民税均等割が非課税」の世帯

町から確認書が届きます（要返送）
※令和4年9月30日時点で住民登録がある世帯主の方に送付（11月14日送付済み）

●令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯
①世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から利根町にお住まいの場合
・対象となる世帯には、11月14日に給付内容や確認事項が書かれた確認書を送付しました。
・中身を確認して、町に返信してください。（返信用封筒は同封）
②世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合
・給付金を受け取るには、申請が必要です。

※申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して福祉課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

令和4年1月～12月の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

申請が必要です！
※申請期限 令和5年1月31日（火）まで

●予期せず収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当（注）となった世帯（家計急変世帯）
・給付金を受け取るには、申請が必要です。

※申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添付して福祉課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。

（注）住民税非課税相当とは、世帯全員の年収見込額（令和4年1月から12月の任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。

例：住民税非課税となる年間給与収入の目安（利根町の場合）
単身の場合：93万円以下、夫婦と子1人の場合168万3999円以下

▶問い合わせ先 福祉課 ☎68-2211（内線133）